

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 28 年 11 月 24 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 5件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600437号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600187号

第1 結論

請求者のA社における平成15年12月22日の標準賞与額を94万円、平成16年7月20日の標準賞与額を60万円、同年12月21日の標準賞与額を100万円、平成17年12月16日の標準賞与額を110万円、平成18年12月21日の標準賞与額を96万8,000円、平成19年12月21日の標準賞与額を93万7,000円、平成20年12月22日の標準賞与額を109万1,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月22日、平成16年7月20日、同年12月21日、平成17年12月16日、平成18年12月21日、平成19年12月21日及び平成20年12月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額としてそれぞれ記録することが必要である。

事業主は、請求者の平成15年12月22日、平成16年7月20日、同年12月21日、平成17年12月16日、平成18年12月21日、平成19年12月21日及び平成20年12月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月22日
② 平成16年7月20日
③ 平成16年12月21日
④ 平成17年12月16日
⑤ 平成18年12月21日
⑥ 平成19年12月21日
⑦ 平成20年12月22日

A社に勤務していた期間に支給された賞与のうち、請求期間①から⑦に係る賞与が、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①、②、③及び④については、請求者から提出された賞与明細表及び賞与明細書並びにA社から提出された平成15年度冬期賞与資料、平成16年度夏期賞与資料、平成16年度冬期賞与資料及び平成17年度冬期賞与資料により、請求者は、同社から賞与を支給され、請求期間①は94万円、請求期間②は60万円、請求期間③は100万円、請求期間④は110万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間⑤、⑥及び⑦については、請求者から提出された賞与明細書及び普通預金元帳により、請求者は、請求期間⑤、⑥及び⑦にA社から賞与を支給され、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間⑤、⑥及び⑦に係る標準賞与額については、上記賞与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間⑤は96万8,000円、請求期間⑥は93万7,000円、請求期間⑦は109万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑦までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑦までに係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600357号

厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1600047号

第1 結論

昭和50年*月から昭和55年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和30年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和50年*月から昭和55年3月まで

私の母は、私が20歳になってから就職するまでの間の国民年金保険料を納付していると言って、私にオレンジ色の年金手帳をくれた。私自身は、国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付をしていないので、全くわからないが、年金手帳もあるし、母はA銀行の口座から毎月4,000円くらい引き落とされていたと言っていたことを覚えている。保険料はB市に納付されているはずであるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者は、「母が国民年金の加入手続を行い、私が20歳になってから就職するまでの、国民年金保険料を納付してくれた。」と陳述しているが、請求者の国民年金の加入手続及び請求期間の保険料納付を行ったとする請求者の母は高齢のため、当時の事情を聴取することができない上、請求者自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、請求者が所持する年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号「*」は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期及び国民年金受付処理簿から、昭和50年10月頃にB市において払い出されたと推認できるところ、当該記号番号が社会保険オンラインシステムに収録されておらず、このことについて日本年金機構C事務センターは、20歳到達者に対して一斉に国民年金手帳記号番号を付番した後に、転出者などであることが判明したために、記号番号を取り消した可能性が高いと回答している。

さらに、請求者と同時期に20歳到達により国民年金手帳記号番号を払い出されているものの社会保険オンラインシステムに収録されていない者がB市において多数見られることから、このうち20名について調査したところ、当該払出時点で、既にB市とは別の市町村で国民年金手帳記号番号が払い出され、保険料を納付している者が確認できること、及び当該払出の後

に、B市において別の国民年金手帳記号番号が払い出されている者が3名確認できる。

以上のことから、これらの者については、請求者も含めいずれも国民年金手帳記号番号を取り消され、社会保険オンラインシステムには収録されていなかったものと考えられることから、請求期間は、国民年金の未加入期間であることが認められ、制度上、国民年金保険料を納付できない期間である。

加えて、請求者は国民年金保険料について、A銀行の口座から毎月4,000円くらいを口座振替によりB市に納付していたと思われると陳述しているところ、当該金額は請求期間当時の保険料額とは大きく異なる上、B市は、「口座振替を実施したのは昭和56年度からであり、B市内の主な金融機関が口座振替の対象であった。A銀行については請求期間当時、口座振替の対象に指定していなかった。」と回答しており、請求者の主張は、当時のB市における国民年金保険料の収納に関する取扱いとは一致しない。

このほか、社会保険オンラインシステムによる氏名検索等により調査したが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600380号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1600048号

第1 結論

昭和52年*月から昭和53年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和52年*月から昭和53年3月まで

請求期間は学生であったので、当時A銀行に勤めていた亡くなった父が私の代わりに国民年金の加入手続を行い、一括か分割かは判らないが、請求期間の国民年金保険料をA銀行で納付してくれたはずである。旧姓の名前で交付された年金手帳をB社会保険事務所(当時)に持って行った記憶がある。その古い年金手帳の記録を統合して、新たにB社会保険事務所が発行され現在持っている年金手帳には、はじめて被保険者となった日として、昭和52年*月*日と記載されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「亡くなった父が私の代わりに国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付してくれたはずである。」と陳述しているが、請求者の国民年金の加入手続を行い、請求期間の保険料を納付していたとする請求者の父は、既に亡くなっており、当時の事情を聴取することができず、請求者自身は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、請求者が現在所持する年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号「*」は、当該記号番号及びその前後の被保険者の資格取得処理日から、平成元年5月に払い出されたものであり、この時に20歳到達時(昭和52年*月*日)まで遡って、国民年金の被保険者資格を取得していることから、当該払出時点では、請求期間は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であったほか、オンライン記録によると、平成元年7月7日付けで、当該記号番号に係る国民年金の資格取得日が20歳到達日からC共済組合の資格喪失日(平成元年4月1日)に訂正され、請求期間は国民年金の未加入期間となっている。

一方、国民年金手帳記号番号払出簿を調査したところ、請求者の住所があったD県E市において、請求者に前述の「*」とは別の国民年金手帳記号番号「*」が、昭和53年3月に払い出さ

れていることが確認できるものの、当該記号番号に係る同市の国民年金被保険者名簿には、「資格取得日：53.4.1」の記載があり、紙台帳検索システムに残されている当該記号番号の年金手帳の写しにおいても、「はじめて被保険者となった日：昭和 53 年 4 月 1 日」が確認できることから、請求期間は、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料の納付義務が生じず、制度上、保険料を納付できない期間である。

なお、E市で払い出された請求者の国民年金手帳記号番号「*」は、その資格取得日が請求者のC共済組合に係る資格取得日（昭和 53 年 4 月 1 日）と同一日であること、請求者に係る同市の国民年金被保険者名簿には資格喪失日と国民年金保険料の納付が記録されていないこと、及び国民年金の加入と共済組合の加入が重複した場合には共済組合の加入が優先されることを踏まえると、当該記号番号の資格取得日を取り消され、前述のとおり平成元年 5 月に払い出された国民年金手帳記号番号「*」の資格取得日についても 20 歳到達日から共済組合の資格喪失日に訂正されたと考えられる。

さらに、社会保険オンラインシステムによる氏名検索等により調査したが、請求者に「*」及び「*」とは別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 1600393 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 1600186 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 48 年 4 月 2 日から昭和 55 年頃まで

A 社に昭和 55 年頃まで勤務し、厚生年金保険料も引かれていたが、厚生年金保険の加入期間が 2 ヶ月しかないため、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び A 社から提出された労働者名簿により、請求者は請求期間のうち一部の期間において同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A 社の現在の代表取締役は、請求者は、請求期間当時、季節作業員として勤務しており、季節作業員は社会保険に入っていなかった旨の回答をしている。

また、A 社の現在の社会保険担当者も、作業員は基本的に季節労働だった旨陳述しており、請求者が厚生年金保険に 2 ヶ月加入していた理由はわからないとしている。

さらに、請求者と同日付けで厚生年金保険の資格取得をしている複数の同僚についても、請求者と同様に厚生年金保険の資格喪失後も同社に係る雇用保険の資格は確認できるが、厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

加えて、請求者の雇用保険の被保険者記録から、請求期間のうち昭和 52 年 4 月 1 日以降の冬期を除く期間については、別事業所の短期雇用特例被保険者であったことが確認できる。

このほか、請求者が請求期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料もなく、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600394号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600184号

第1 結論

請求期間①及び②について、請求者のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の種別の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和2年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和20年4月1日から昭和21年9月20日まで
② 昭和22年4月15日から昭和23年7月1日まで

A社B事業所における厚生年金保険被保険者期間の被保険者種別について、請求期間①及び②は、坑外勤務期間と記録されているが、請求期間①及び②は、C事業所の坑内で機電系の修繕工として勤務していたので、坑内勤務期間となるはずである。調査の上、被保険者種別を坑内夫の記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間当時の厚生年金保険法(昭和19年法律第21号)第25条においては、坑内夫とは「鉱業法ノ適用ヲ受クル事業ノ事業場ニ使用セラルル被保険者ニシテ常時坑内作業ニ従事スルモノ」と規定されているところ、請求者は、請求期間①及び②は、A社B事業所において機電系の修繕工として常時坑内作業に従事していたので、被保険者種別は坑内夫である旨主張し、同事業所に係る人事記録書を提出している。

上記人事記録書には、事業所名の記載はないものの、A社の事業を引き継いだD社は、同社が保管しているA社B事業所の請求者に係る人事記録書を請求者に提供したと陳述していることから、当該人事記録書は、請求者の同事業所における人事記録書であると認められる。

しかしながら、上記人事記録書には、所属欄に「坑内」という記載が確認できるものの、坑内業務に従事した期間は記載されておらず、請求者が請求期間①及び②に常時坑内業務に従事していたか否か確認することができない。

また、請求期間①及び②にA社B事業所において厚生年金保険の被保険者記録がある二人の回答により、請求者は、上記期間に同事業所で機電系の修繕工として勤務していたことはうかがえるものの、D社は、A社の上記期間における業務について確認できる資料は保管しておらず、機電系の修繕工が常時坑内作業に従事する業務であったかどうかは不明である旨回答して

いる。

さらに、請求期間①について、請求者のA社B事業所における厚生年金保険被保険者記号番号は、A社が昭和19年に吸収合併したE社において払い出されたことが確認でき、同社の健康保険労働者年金保険被保険者名簿に記載されている被保険者のうち、請求者及びその前後の者合わせて210人について確認したところ、請求者を含む18人の被保険者の備考欄には、昭和20年4月に被保険者種別が其ノ他に変更された旨記載されており、これについて日本年金機構は、坑内夫に該当しなくなったとの記載である旨陳述していることから、厚生年金保険の被保険者種別が、坑内夫ではなくなったことが確認できる。

加えて、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険被保険者台帳の坑内夫該否欄には、昭和20年4月に被保険者種別が其ノ他に変更された旨記載されていることから、請求者の被保険者種別が坑内夫ではなくなったことが確認でき、請求期間②に係る厚生年金保険被保険者台帳においては、昭和22年4月15日の資格取得時における被保険者種別欄には「1」と記載され、その後、昭和23年7月における被保険者種別欄には「3」、備考欄には「種変」と記載されていることから、当該台帳が作成された当時の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第3条の規定により、請求者の請求期間②における被保険者種別は、厚生年金保険第一種被保険者であり、厚生年金保険第三種被保険者（坑内夫）ではなかったことが確認できる。

また、D社は、請求者の請求期間①及び②に係る賃金台帳を保管しておらず、請求者の給与から、厚生年金保険第三種被保険者（坑内夫）としての厚生年金保険料が控除されていたか否か確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険第三種被保険者としての厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険第三種被保険者として、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600436号

厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600185号

第1 結論

請求期間①及び③について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和52年4月1日から昭和57年3月21日まで
② 昭和57年3月21日から昭和59年11月1日まで
③ 昭和59年11月1日から平成4年2月1日まで

A社に勤務した請求期間①及び③並びにB社に出向していた請求期間②において支給された給与と比較して、標準報酬月額が著しく低い額となっている。B社への出向中も含めてA社の給与制度による報酬が支払われていたため、同期入社12人の記録と比較してもらえば、私の標準報酬月額の記録が間違っていることがわかると思う。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①、②及び③について、オンライン記録により請求者が記憶する12人の同期入社者の標準報酬月額を確認したところ、請求者と概ね同額の標準報酬月額となっていることが確認できる。

また、上述の同僚の一人から提出された昭和53年9月から平成4年2月までの期間に係る給与明細書(昭和54年5月、同年6月及び昭和58年1月分はない)により、当該同僚のオンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていることが確認できる。

さらに、A社の事業主は、請求者がB社に出向していた期間も含めて人事システム変更等によりデータが保存されていない旨の回答をしており、請求者の請求期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

加えて、請求者の請求期間①、②及び③に係る被保険者名簿及びオンライン記録に、標準報酬

酬月額が遡及して訂正された形跡は見当たらない。

このほか、請求期間①、②及び③における請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。